

## 空調設備保守点検サービス契約書(案)

委託者 新潟県(以下「甲」という。)と受託者 ○○ ○○○○  
(以下「乙」という。)との間に、甲の空調設備機器の保守サービス契約を下記条項により締結する。

### (目的)

第1条 この契約は甲の所有施設にある空調設備機器を乙の責任において、機能の保守と、その安全の確保を年間を通じて行うことを目的とする。

### (契約対象施設の所在地及び名称)

第2条 契約対象の所在地及び名称は以下のとおりとする。  
新潟市中央区鑑西1丁目11番2号 新潟県立新潟テクノスクール

### (契約の内容)

第3条 契約の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 甲所有の保守管理契約対象物件の点検期間及び回数は、別紙1, 2, 3のとおりとする。
- (2) 保守契約料金は、金 円(うち取引に係る消費税額金 円)とする。
- (3) 前項消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条9規定に基づき保守契約料金に100分の10を乗じて得た額である。
- (4) 保守契約料金の支払い方法  
前半(4月～9月)点検終了後、及び後半(10月～3月)点検終了後請求書を甲に提出する。  
甲は、請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

### (保守点検対象機器)

第4条 甲所有の保守管理契約対象物件の保守点検対象機器は、別紙1空調機器表のとおりとする。

### (保守サービスの内容)

第5条 甲所有の保守管理契約対象物件の保守サービス内容は、別紙2のとおりとする。

### (保守点検内容の明示)

第6条 乙は保守点検終了後、毎回点検報告書を提出し、甲の承認を得る。  
並びに点検実施回数については、別紙3のとおりとする。

### (権利の譲渡等の制限)

第7条 乙は、第三者にこの契約に定める権利を譲渡し、又はこの契約に定める義務を引き受けさせてはならない。また、義務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

(事故発生時の処理)

第8条 本契約の保守サービス以外に甲より故障点検の依頼要請を受けた時、又は乙において修理部品の取替等の必要があると認め、かつ甲の承認を得たときは、乙は技術員を派遣し、甲の業務が円滑となるよう最善の努力をする。この場合は費用については、機器の部品交換並びに修理作業費は別途見積とし、甲乙協議の上金額の決定を行うものとする。

(1) 乙の負担するもの

- ア 機器油
- イ 清掃に必要なウエス、洗剤
- ウ 小ビス、パッキン類

(2) 甲の負担するもの

乙の負担材料以外の材料及び部品

(契約除外事項)

第9条 本契約から除外される事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 操作の誤り、又は取扱不良に起因する事故による故障修理
- (2) 定期点検以外の本体、及びフィルターの清掃
- (3) 洗浄装置、送風機、槽内の化学薬品洗浄
- (4) 洗浄装置の分解清掃及び交換
- (5) 蒸発機、送風機、凝縮器、冷却塔の化学薬品洗浄
- (6) 圧縮機の分解清掃及び交換
- (7) 冷暖房機以外の設備装置の故障修理

給排水管系統、ダクト、電源回路、補給水タンク及びポンプ。

2 前項の場合の修理作業費は別途見積とし、甲乙協議の上金額の決定を行うものとする。

(立合検査)

第10条 監督官庁の検査がある時は、予め甲乙協議の上、双方立会い検査を受ける。

ただし、検査に要する費用は甲の負担とする。

(業務の遂行)

第11条 乙は、委託業務を行うにあたり、甲の指示に従い実施するものとする。

(機密の保持)

第12条 乙又は乙の作業員は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。

(損害の負担)

第13条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

2 乙は、業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでは

ない。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき、又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) 乙が正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

第15条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
  - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害賠償)

第16条 乙は、第14条又は前条第1項各号若しくは第2項各号に該当するときは、甲の請求する損害賠償金を甲に支払わなければならないものとする。

- 2 第14条又は前条の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

(疑義等の処理)

第17条 この契約に疑義が生じたときは又はその契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

- 2 本契約締結後、諸材料の価格、労務費、その他に著しい変動が生じ、契約料金の増減を要する場合は、甲乙協議の上変更でき得るものとする。

(契約の期間)

第17条 本契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟県  
新潟市中央区鑑西1丁目11番2号  
新潟県立新潟テクノスクール  
校長 印

乙  
印